

【事案Ⅱ－９】入院共済金請求

・平成 30 年 9 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人の次男（以下、「次男」という）が、平成 28 年 3 月から合計 47 日間入院し、共済金を請求したところ、共済金支払を否定されたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は入院共済金 47 万円（入院日数 47 日分）を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

A 診療所の意見書によれば、次男の入院加療はストレスからの解放と閉じこもり状態の改善であり、看護師の声かけ等により笑顔を取り戻してもらうことが目的であり、必要な措置であったこと、外出・外泊がれっきとした治療の一環であるとの意見が記載されており、被申立人が入院共済金の支払を否定したことは不当である。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

被申立人は、申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

2. 答弁の理由

入院共済金の支払対象である「入院」の該当性は、疾病、症状、治療の内容、外出・外泊状況などから客観的、合理的に判断されるところ、以下の事情を考慮すると、申立人主張の入院はいずれも「入院」には該当しない。

(1) 次男は、各入院に関し、以下の内容で外出・外泊を行っており、極めて外出・外泊が多く、入院中ほぼすべての日に外出していることから、次男の症状は重篤ではなく、期間全部について「自宅等での治療が困難」、「常に医師の管理下において治療に専念」していたとはいえない。

- ・入院①：入院期間 15 日、うち外出 13 日（外泊 4 日含む）
- ・入院②：入院期間 32 日、うち外出 27 日（外泊 11 日含む）

(2) 「うつ病」の場合、切迫した希死念慮があり実行の危険のある場合や、抑うつ症状に伴い著しい不安焦燥が認められる場合など、限定的な場合に限り入院適応の必要性が認められる。また「発達障害」は、一般的に入院を要するものではない。入院期

間中の症状や治療内容に照らすと、次男の症状が重篤であったとはいえ、いずれの症状との関係でも入院適応の必要性は認められない。

＜裁定の概要＞

「申立人の請求は、認められない」と裁定し、裁定手続を終了した。

本件次男による入院について、被申立人の約款・事業規約で定める入院の定義「医師による治療が必要であり、かつ自宅等で治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」に該当するか否かについて、本件入院における次男の疾病・症状・治療の内容等をもとに審議した。

結論として、本件入院は、本件約款・事業規約に規定する「入院」に該当すると認めることはできないとして、上記のとおり裁定した。